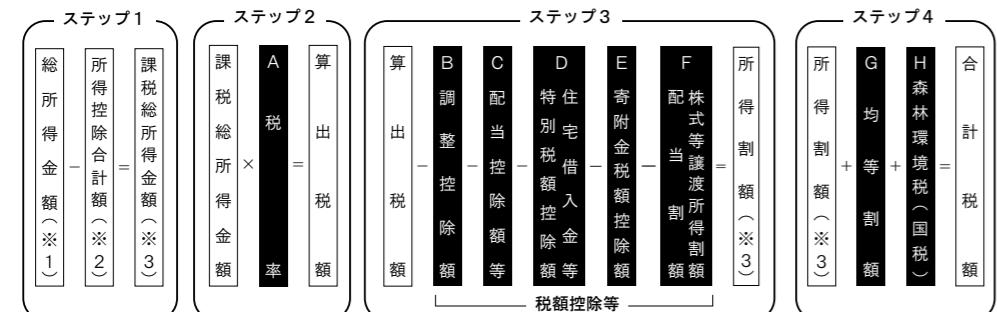


市民税・県民税・森林環境税の税額の計算方法等

(令和8年度の計算に対応しています)

市民税・県民税・森林環境税の税額計算の流れ



※1 総所得金額=営業等所得+農業所得+不動産所得+利子所得+配当所得+給与所得+雑所得+一時所得+譲渡所得(短期・長期)
(純損失や雑損失の繰越控除がある方は適用後の金額)

※2 所得控除合計額=裏面の所得控除のうち該当する控除の合計額

※3 課税総所得金額は1,000円未満、所得割額は100円未満切捨て

(注) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります

市民税・県民税・森林環境税の非課税限度額

非課税限度額: 315,000円 × (扶養人数+1) + 189,000円 + 100,000円

扶養親族がいる場合のみ

合計所得金額※4 が上の計算式で計算された金額以下のときは非課税となります

※4 合計所得金額=総所得金額※1(繰越控除前)+分離課税所得(分離譲渡所得(土地や建物等の譲渡)+上場株式等の配当所得等+一般・上場株式等の譲渡所得+先物取引に係る雑所得+山林所得+退職所得)(特別控除や純損失、雑損失の繰越控除の適用前の金額)

以下のA~Hは、「市民税・県民税・森林環境税の税額計算の流れ」に対応しています

G 均等割額

市民税 3,000円 県民税 1,400円(森林づくり県民税 400円を含む)

H 森林環境税(国税)

森林環境税 1,000円

※国内に住所を有する個人に対して課税され、市民税・県民税と併せて市が徴収します

A 税率

課税総所得金額 × 10% (市民税 6% · 県民税 4%)

分離譲渡所得金額に係る所得割

区分	市民税	県民税
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
課税長期譲渡所得金額	3%	2%
上場株式等の課税譲渡所得金額	3%	2%
上場株式等の課税配当所得金額	3%	2%

※上記の他に、別の計算で所得割額を算出する場合があります

B 調整控除額

合計所得金額※4が2,500万円以下の人対象となります

合計課税所得金額※5	調整控除(市民税 3/5 · 県民税 2/5)
200万円以下	次の①、②のいずれか少ない額の5% ①人的控除の差の合計額※6 ②市民税・県民税の合計課税所得金額
200万円超	{人的控除の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)}の5% ※ただし、2,500円未満の場合は2,500円とします

※5 合計課税所得金額=課税総所得金額+課税山林所得金額

※6 人的控除の差は裏面の「所得控除及び人的控除の差」を参照してください

C 配当控除額

配当控除額=配当所得(申告分離課税を選択した配当所得を除く) × 控除率(%)

配当所得の種類と控除率

種類	課税総所得金額等		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等				
一般外貨等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

D 住宅借入金等特別税額控除額

平成28年から令和7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除が所得税法上で適用された場合に次の①、②のうちいずれか少ない額(市民税 3/5 · 県民税 2/5)
①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
②所得税の課税総所得金額等の5%(控除限度額 97,500円)
※平成28年1月から令和4年12月までの入居の場合で、住宅取得の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合は、所得税の課税総所得金額等の7%(控除限度額 136,500円)となります(令和4年入居の場合は、住宅の取得区分により、控除限度額が異なる場合があります)

E 寄附金税額控除額

寄附金税額控除額=基本控除額+特例控除額(+申告特例控除額)

1. 基本控除額=(次の①、②のいずれか少ない額-2,000円)

×(市民税6% · 県民税4%)

①都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金、静岡県共同募金会又は日本赤十字社静岡支部に対する寄附金、所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、静岡県又は富士市の条例で定めるものの合計額
②総所得金額等の30%

2. 特例控除額=次の③、④のいずれか少ない額

③(特例控除対象の都道府県・市町村・特別区に対する寄附金-2,000円) × <割合A>
(市民税3/5 · 県民税2/5) × 1円未満切上げ
④市民税・県民税の調整控除後所得割額の20%

3. 申告特例控除額=特例控除額 × <割合B>
(市民税3/5 · 県民税2/5) × 1円未満切上げ
※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合のみ

課税総所得金額-人の控除の差の合計	割合
~ 1,950,000円	84.895%
~ 3,300,000円	79.79%
~ 6,950,000円	69.58%
~ 9,000,000円	66.517%
~ 18,000,000円	56.307%
~ 40,000,000円	49.16%
40,000,000円超	44.055%

※分離課税所得がある場合など、別の計算で算出する場合があります

課税総所得金額-人の控除の差の合計	割合
~ 1,950,000円	5.105/84.895
~ 3,300,000円	10.21/79.79
~ 6,950,000円	20.42/69.58
~ 9,000,000円	23.483/66.517
9,000,000円超	33.693/56.307

給与所得Bと公的年金等に係る雑所得⑦
(下の計算欄を参照してください)
がある方で両方の合計が100,001円以上の方

B (上限10万円) + ⑦ (上限10万円) - 100,000円

E [] 円

D - E

⑥ [] 円

左の条件に当てはまらない人

E 0円

D - E [] 円

給与の収入金額を申告書のカへ、給与の所得金額⑥を申告書の⑥へ転記します

◎公的年金に係る雑所得の計算欄

公的年金等の収入金額	キ [] 円
------------	---------

年齢 65歳以上の人(昭和36年1月1日以前に生まれた人)

公的年金等の収入金額 (キ)	公的年金等に係る雑所得の計算式	
	公的年金以外の合計所得金額※	

~ 10,000,000円 10,000,001円 ~ 20,000,000円 20,000,001円 ~

公的年金等の収入金額 (キ)	キ - 1,000,000円	キ - 1,000,000円	キ - 900,000円
~ 3,299,999円	キ - 1,000,000円	キ - 1,000,000円	キ - 900,000円
3,300,000円 ~ 4,099,999円	キ × 0.75 - 275,000円	キ × 0.75 - 175,000円	キ × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	キ × 0.85 - 685,000円	キ × 0.85 - 585,000円	キ × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	キ × 0.95 - 1,455,000円	キ × 0.95 - 1,355,000円	キ × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円 ~	キ - 1,955,000円	キ - 1,855,000円	キ - 1,755,000円

計算結果

年齢 65歳未満の人(昭和36年1月2日以降に生まれた人)

公的年金等の収入金額 (キ)	公的年金等に係る雑所得の計算式	
	公的年金以外の合計所得金額※	

~ 10,000,000円 10,000,001円 ~ 20,000,000円 20,000,001円 ~

公的年金等の収入金額 (キ)	キ - 600,000円	キ - 500,000円	キ - 400,000円

<tbl_r cells="4" ix="1" maxcspan="1" maxrspan="1" usedcols="

所得控除及び人的控除の差

◎所得から差し引かれる金額（令和7年1月～令和7年12月に支払ったもの）

以下⑯～⑯は市民税・県民税申告書の所得から差し引かれる金額欄に対応しています。以下の「人的控除の差」は、1ページ目のB調整控除額の計算で使用します。

控除種類	内容【控除額】		
⑯ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする親族が負担すべき国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などを、あなたが支払った場合【控除額：支払金額の合計】		
⑯ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金及び心身障害者扶養共済掛金などを、あなたが支払った場合【控除額：支払金額の合計】		
⑯ 生命保険料控除	生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合（限度額7万円）控除額については次の計算欄を利用してください		

控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り上げて計算してください

新・一般生命の支払額	新・個人年金の支払額	介護医療の支払額	旧・一般生命の支払額	旧・個人年金の支払額
1 円	2 円	3 円	4 円	5 円
↓	↓	↓	↓	↓
保険料の支払額（a）	控除額		保険料の支払額（b）	控除額
12,000円以下	保険料全額（a）		15,000円以下	保険料全額（b）
12,001円～32,000円	(a) × 1/2 + 6,000円		15,001円～40,000円	(b) × 1/2 + 7,500円
32,001円～56,000円	(a) × 1/4 + 14,000円		40,001円～70,000円	(b) × 1/4 + 17,500円
56,000円超	28,000円		70,000円超	35,000円
↓	↓	↓	↓	↓
イ 新・一般生命	口 新・個人年金	ハ 介護医療	ニ 旧・一般生命	ホ 旧・個人年金
(限度額28,000円) 円	(限度額28,000円) 円	(限度額28,000円) 円	(限度額35,000円) 円	(限度額35,000円) 円

上記のイ～ホ（⑯については合計）をA～Cの該当するところに転記してください

A 一般生命

①イ 新・一般生命 (限度額28,000円) 円	②ニ 旧・一般生命 (限度額35,000円) 円	③イ+ニ (限度額28,000円) 円
-----------------------------	-----------------------------	------------------------

B 個人年金

①口 新・個人年金 (限度額28,000円) 円	②ホ 旧・個人年金 (限度額35,000円) 円	③口+ホ (限度額28,000円) 円
-----------------------------	-----------------------------	------------------------

生命保険料控除額の計算

※AとBは①、②、③で算出した金額のうち一番高い金額を適用してください

A	+	B	+	C	=	⑯ 生命保険料控除 (限度額70,000円) 円

地震保険契約について、あなたが支払った保険料等がある場合（限度額2万5千円）			
区分	保険料の支払額（c）	控除額	
地震保険料	50,000円以下	(c) × 1/2	
	50,000円超	25,000円	
	5,000円以下	保険料全額（c）	
旧長期損害保険料	5,001円～15,000円	(c) × 1/2 + 2,500円	
	15,000円超	10,000円	

※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り上げ

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額（同一契約内で両方の支払がある場合はどちらか一方のみの適用となります）

※旧長期損害保険料…平成18年12月31日までに締結し、満期返戻金のある保険期間10年以上の契約

寡婦・ひとり親控除	寡婦	以下の（a）（b）のいずれかに該当する人	
		(a) 夫と死別した後に婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない人で下の（3）（4）の条件を満たす人	
	ひとり親	(b) 夫と離婚した後に婚姻をしていない人で扶養親族を有し下の（3）（4）の条件を満たす人	
		(a) (b) ともにひとり親控除に当たる人は除く	
	ひとり親	以下の全ての条件に該当する人	
		(1) 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない	
		(2) 前年の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有する	
		(3) 前年の合計所得金額が500万円以下	
勤労学生控除	あなたが学生で、合計所得金額が85万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下		
	控除額	26万円	人的控除の差 1万円

㉑ 障害者控除	あなたや同一生計配偶者（次項㉑㉒の※を参照）及び扶養親族が障害者の場合		
	区分	控除額	人的控除の差
	一般障害者	26万円	1万円
	特別障害者	30万円	10万円
	同居特別障害者	53万円	22万円
あなたが生計を一にする配偶者を有している場合			
一般の控除対象配偶者……昭和31年1月2日以後生まれ			
老人控除対象配偶者……昭和31年1月1日以前生まれ			
※同一生計配偶者……納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が58万円以下の人			
合計所得金額が1,000万円超かつ同一生計配偶者がいる人で、市民税・県民税の申告をする方は申告書の㉑～㉒に配偶者の氏名等を記入し、口同一生計配偶者（控除対象扶養親族を除く）にレ点をお願いします			
配偶者控除・配偶者特別控除の控除額一覧表			
㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額
	~900万円	~950万円	~1,000万円
	控除額	控除額	控除額
	一般	~58万円	
	老人		
	33万円	22万円	11万円
	38万円	26万円	13万円
	~100万円	22万円	11万円
	~105万円	31万円	11万円
	~110万円	26万円	9万円
㉓ 配偶者特別控除	~115万円	21万円	7万円
	~120万円	16万円	6万円
	~125万円	11万円	4万円
	~130万円	6万円	2万円
	~133万円	3万円	1万円
	133万円超	なし	なし
配偶者控除の人的控除の差一覧表			
㉔ 配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額
	~900万円	~950万円	~1,000万円
	人的控除の差		
	一般	~58万円	
	老人		
㉕ 扶養控除等	5万円	4万円	2万円
	10万円	6万円	3万円
合計所得金額58万円以下の生計を一にする親族を有している場合			
㉖ 扶養控除等	区分	該当者	控除額
	一般	昭和31年1月2日～平成15年1月1日又は平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ	33万円
	特定	平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ	45万円
	老人	昭和31年1月1日以前生まれ	38万円
	同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつ同居を常況とする場合	45万円
㉗ 特定親族控除	年少	平成22年1月2日以降生まれ	0円
		※非課税の判定などに使用されます	なし
㉘ 扶養控除等の区分が特定に該当し、合計所得金額58万円超から123万円以下の子等（特定親族）を有している場合			
㉙ 特定親族控除	特定親族の合計所得金額	控除額	
	~95万円	45万円	
	~100万円	41万円	
	~105万円	31万円	
	~110万円	21万円	
	~115万円	11万円	
	~120万円	6万円	
㉚ 基礎控除	合計所得金額	控除額	人的控除の差
	24,000,000円以下	43万円	
	24,000,001円～24,500,000円	29万円	
	24,500,001円～25,000,000円	15万円	
㉛ 雜損控除	25,000,000円超	0円	